

離職者向け短期職業訓練事業業務委託に関する質疑に対する回答書

平成30年5月28日

番号	質 疑	回 答
1	<p>◆府税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出時期について</p> <p>府税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書の提出時期はいつか。</p>	<p>府税納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書については、企画提案書等の提出時に合わせて提出願います。</p>
2	<p>◆オフィスソフト基礎科(聴覚)について</p> <p>手話通訳の担当者には有資格者(手話通訳士)が必要か。</p>	<p>有資格者が望ましい。</p>
3	<p>◆1日の訓練時間数の設定について</p> <p>1日6時限の授業ではなく、5時限の設定とすることも可能か。</p>	<p>可能です。</p> <p>ただし、1か月毎の訓練時間の設定については下限の80時間を下回らないよう注意してください。(仕様書5頁の第2項参照)</p>
4	<p>◆評価方法について</p> <p>(1) 評価方法にプレゼンテーション及びヒアリングを実施するとありますが、プレゼンテーションに参加できる人数に制限はあるか。</p> <p>(2) 1事業者あたりの発表時間は何分程度を予定しているか。</p>	<p>(1) 特に制限は設けませんが、説明等行うのに必要な最低限の人数で出席願います。</p> <p>(2) 1事業者当たり15分程度(事業者の説明は10分、外部有識者からの質疑、回答に5分)を想定しています。ただし、参加表明数の状況によっては、増減もあり得ます。</p>
5	<p>◆京都障害者高等技術専門校の教室を使用して訓練を行う場合の条件について</p> <p>(1) オフィスソフト基礎科及び経理事務基礎科の訓練は、京都障害者高等技術専門校の教室を使用することが可能とあるが、教室を借りる場合費用はかかるのか。もしかかる場合、いくらか。</p> <p>(2) 事務員や就職支援責任者のための事務室及び就職相談室も借りることは可能か。</p>	<p>(1) 教室使用料は徴収しません。</p> <p>現状、当該教室は机、椅子、ホワイトボードがあるのみです。従ってそれ以外の訓練に必要なとする機器及びその搬入経費については、受託事業者負担となります。</p> <p>(2) 事務室や就職相談室として使用できる部屋はありません。</p>
6	<p>◆企画提案書の仕様について</p> <p>様式3-3号訓練内容提案ポイントについて、ページ枚数の制限はあるか。</p>	<p>1ページ以内で願います。</p>

